

高知県救命救急センター運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、救命救急センター運営事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、重篤な救急患者の3次救急医療を確保するため、救命救急センターの運営に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第1の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表第1の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合(軽微な変更を除く。)若しくは金額を増額しようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第2号様式による変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗

じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

- (6) 補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (10) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業を遂行するために必要があると知事が認めて指示した事項

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認める場合においては、概算払をすることができる。

- 2 前項の規定に基づく概算払の請求書の様式は、別記第3号様式によるものとし、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の4月末日までとする。

- 2 補助事業者は、第5条第5号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第5号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消

費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第 5 号様式により知事に報告するとともに、当該金額の全部又は一部を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第 10 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(県内発注)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 8 月 6 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 4 号及び第 8 号から第 10 号まで、第 7 条、第 9 条第 3 項並びに第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 6 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 8 月 31 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 4 号及び第 8 号から第 10 号まで、第 7 条、第 9 条第 3 項並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率
救命救急センター	次により算出された額の合計額 (1)次により算出された額の合算額に交付申請前年の充実段階評価に基づく率（充実段階S及びAは100パーセント、充実段階Bは90パーセント、充実段階Cは80パーセントとする。）を乗じて得た額とする。 ア 21床以上の運営の場合 $171,675,000 \text{ 円} \times \text{運営月数} / 12$ ただし、30床未満21床以上の場合は、1床当たり4,677,000円×運営月数/12を減額する。 イ 20床以下の運営の場合 $124,897,000 \text{ 円} \times \text{運営月数} / 12$ ただし、20床未満の運営の場合（平成19年度以前に整備されたもの又は平成19年度中に国と調整を行い平成20年度に整備されたものに限る。）は、1床当たり2,573,000円×運営月数/12を減額する。 ウ 心臓病の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 $13,272,000 \text{ 円} \times \text{確保月数} / 12$ ただし、充実段階がS又はAの場合に限り算定するものとする。 エ 脳卒中の内科系専門医及び外科系専門医をそれぞれ専任で確保する場合 $13,272,000 \text{ 円} \times \text{確保月数} / 12$ ただし、充実段階がS又はAの場合に限り算定するものとする。 オ 小児救急専門病床に医師及び専任の看護師を確保する場合 $55,995,000 \text{ 円} \times \text{確保月数} / 12$ カ 重症外傷の外科系専門医を専任で確保する場合 $13,272,000 \text{ 円} \times \text{確保月数} / 12$ (2)在日外国人に係る前年度の未収金（1月1人当たり20万円を超えるものに限る。）に限り20万円を超える部分	救命救急センターの運営に必要な次に掲げる経費 1 給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料） 2 旅費 3 備品費（図書） 4 消耗品費 5 材料費（医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費） 6 被服費 7 印刷製本費 8 通信運搬費 9 光熱水費 10 損料及び借料 11 会議費 12 保険料 13 雑役務費 14 燃料費 15 委託費 16 研究研修費 17 減価償却費 18 資産減耗費	3分の2以内
ドクターカー	ドクターカーの運転手を確保する場合 $4,701,000 \text{ 円} \times \text{運営月数} / 12$	ドクターカーの運用に必要な次に掲げる経費 1 給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料） 2 消耗品費 3 燃料費 4 委託費、 5 租税公課（自動車税、自動車重量税）	4分の3以内

（注）充実段階とは、厚生労働省が「救命救急センターの充実段階評価における現況調について」の調査結果に基づき、救命救急センターとしての診療機能の充実度を三段階（S・A・B・C）に評価したものをいう。

別表第2（第5条～第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。